

学校いじめ防止基本方針

岐阜県立池田高等学校

岐阜県立池田高等学校（以下、本校とする）は、いじめ防止対策推進法（以下、法とする）第13条及び平成29年3月14日に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下のとおり定める。

Ⅰ いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的な態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 意図的に仲間はずれにされたり、無視をされたりする。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコン・タブレットやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) 生徒の責任（法：第4条）

生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを見て見ぬふりをしてはいけない。

(4) 学校の基本姿勢

- ① 「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめは、どの生徒にも起こり得る。」ものであり、また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- ② 「1(1)いじめの定義」を、それとは別の「継続性、集団性」等の要素により限定解釈することがないよう、全教職員に周知徹底する。
- ③ 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ④ 教職員から生徒への日常的な声掛け、教育相談週間などの活用により、生徒一人一人を大切にすること意識を常に持ち、生命を尊重する心を育むとともに、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- ⑤ 学校内、学級内、部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。
- ⑥ いじめの未然防止、早期発見・早期対応には、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、外部機関と連携を図り、保護者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する外部の関係者等の意見を聞くなど、幅広い視点からの対応に努める。特に、担任は一人で抱え込まないで、年次主任・学年会及

び生徒指導部と情報共有し対応する。

- ⑦解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。また、いじめに係る行為が止んでいるかを判断するにあたり、事案に応じ、スクールカウンセラーによる面談等を行い適切に対応する。
- ⑧「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく実施状況を、学校関係者評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善等を図る。
- ⑨該当年度の「いじめ防止等のための基本方針」が決定後、学校ホームページに公開し、生徒および保護者に周知する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

本校はいじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を設置する（「法第22条」より）。

(1)名称

「いじめ防止等対策検討会議」

(2)構成員

委員長 … 校長

副委員長 … 教頭

委員 … (校 内)生徒指導主事、人権担当、教育相談担当、特別支援コーディネーター
(第三者)弁護士、臨床心理士、保護者代表(育友会長)、地域代表(学校運営協議会委員)

(3)運営

- ①いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うとともに、重大事態発生時の調査を実施する。
- ②年2回（7月・12月予定）、いじめ防止等対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見具申を得るとともに、見直しを図る。（PDCAサイクルの活用）

3 いじめ防止のための取組

(1)学校および各分掌の取組

【学校全体】

- ①教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ②生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ③お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ④情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ⑤いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒部生徒指導】

- ①学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ②定期的に「いじめ実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。
◇県のいじめ調査と連動しつつ、学校独自を含めて生徒に毎月、保護者に年1回実施する。
- ④教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ⑤心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ⑥情報モラルに関する指導を定期的に行う。
- ⑦外部機関（警察、子ども相談センター、町役場福祉課等）との連携を図る。
- ⑧MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動へ参加し、社会の一員としての自覚を醸成することで、自己有用感や自己肯定感を育む。

【内務部教務】

- ①授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ②ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【外務部進路指導】

- ①進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ②インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【生徒部特別活動】

- ①HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ②集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ③生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ④学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ⑤部活動や各学校行事、クラス行事などを通じ、規律ある生活や行動力を育成する。
- ⑥部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【外務部図書】

- ①読書による人権意識の醸成

【外務部渉外】

- ①育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ②保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ③いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

【内務部健康環境】

- ①保健室を利用する生徒の観察、相談、担任・年次主任、生徒部、部顧問等との連携を図る。
- ②毎日の清掃活動により環境を整えるとともに、HRTを中心に、教室内の整理整頓に努め、教育活動に集中できるようにする。

(2)年間計画（学校いじめプログラム）

月	行事	取組目的（内容）
4	始業式・学年集会 いじめ防止基本方針の公開・説明 教育相談週間（二者面談） 2・3年次生関係者会議	・学校の方針と具体的対応の確認 ・学校HPに掲載、生徒、保護者等に説明 ・生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・生徒の情報交換と対応の共通理解
5	球技大会 情報モラル講話 i-check検査 炊き出し訓練（1年次生） 第1回人権教育委員会 1年次生関係者会議 MSリーダーズ活動開始 第1回「心のアンケート(迷惑調査)」	・集団競技を通じた人間関係づくり ・情報端末・SNS利用上のモラルについての理解 ・各年次の生徒理解と傾向把握 ・学校行事を通じた人間関係づくり ・年間の人権教育活動について検討 ・生徒の情報交換と対応の共通理解 ・社会の一員としての自覚の醸成 ・調査を通じた実態把握と対応
6	第1回いじめ防止等対策検討会議 第2回「心のアンケート （いじめ・迷惑調査）」 第1回県「いじめ実態調査」	・基本方針の確認、事例や対応について意見具申 ・調査を通じた実態把握と対応 ・同上
7	保護者懇談	・家庭生活の状況把握、保護者との連携強化
8	保護者アンケート	・調査を通じた実態把握と対応

	第3回「心のアンケート(迷惑調査)」	・ 同上
9	文化祭 第4回「心のアンケート(迷惑調査)」	・ 学校行事を通じた人間関係づくり ・ 調査を通じた実態把握と対応
10	体育祭 教育相談週間(二者懇談) 修学旅行(2年次生) 遠足(1・3年次生) 第5回「心のアンケート (いじめ・迷惑調査)」 第2回県「いじめ実態調査」	・ 学校行事を通じた人間関係づくり ・ 生徒の生活状況や問題意識等の把握 ・ 学校行事を通じた人間関係づくり ・ 同上 ・ 調査を通じた実態把握と対応 ・ 同上
11	職員研修会 SOSの出し方に関する教育 第6回「心のアンケート(迷惑調査)」	・ 教育相談や自殺予防についての職員研修 ・ 命の大切さや尊さについての理解 ・ 調査を通じた実態把握と対応
12	人権統一LHR 第2回人権教育委員会 第2回いじめ防止等検討会議 第7回「心のアンケート (いじめ・迷惑調査)」 保護者懇談	・ 人権についての理解 ・ 人権教育の年間の取組の検証と課題 ・ 年間の取組の検証と課題 ・ 調査を通じた実態把握と対応 ・ 家庭生活の状況把握
1	第8回「心のアンケート(迷惑調査)」 第3回県「いじめ実態調査」	・ 調査を通じた実態把握と対応 ・ 同上
2	第9回「心のアンケート(迷惑調査)」	・ 調査を通じた実態把握と対応

4 いじめ問題発生時の対応(法:第23条、第28条)《早期発見・事案対処マニュアル》

教職員全員の共通理解を図りながら、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。「事案対応マニュアル(いじめ対応フロー図)」を別に定める。

(1)いじめ問題発生時の対処(法:第23条)

学校の教職員は速やかに、学校いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

学校いじめ対策委員会(担任などが抱え込むのではなく、組織で対応する。)

委員長…校長

副委員長…教頭

委員…生徒指導主事、年次主任、担任、部顧問、教育相談担当、養護教諭、生徒指導部員

- ①状況に応じて、**いじめ防止等対策検討会議**の第三者委員に報告し、必要に応じて同会議を開催する。
- ②いじめには、冷やかしからかいなどから、傷害や恐喝等の犯罪行為となり得るものまで段階や状況がある。このため、対応策においても、いじめの段階や状況に応じた方策を本組織で検討する。
- ③必要に応じて、「スペシャリスト派遣事業(学校安全課)」を活用する。

(2)発生したいじめへの対応手順

- ①いじめの疑いがある事案を発見した職員は、速やかに各年次主任、生徒指導部、管理職に報告
- ②担任等の関係職員及び生徒指導部は、被害者、加害者の事実関係の調査、把握(複数の教員が関係生徒から個別に聞き取りを行う。)
- ③校内いじめ防止対策委員会を実施し、対応方法について組織的に審議(その後も必要に応じて委員会

を実施し、その都度審議する。)

- ④教職員の共通理解、関係機関（県教委等）、専門機関との連携・報告
 - ⑤本人、保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策等について）
 - ⑥被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアの要請）
 - ⑦加害生徒の指導（家庭環境や成育歴等の背景を十分に考慮）
 - ⑧報告書の作成（経過、拝啓、対応、結果等）
 - ⑨経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ※双方生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ指導を心がける。

6 初期対応の結果「重大事態」と判断された時の対応（法：第28条）

(1) 重大事態の判断

下記のいずれかの状況に至る要因が、当該生徒に対して行われるいじめにあるものと判断される場合、重大事態と判断する。

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤相当期間(30日以上)または、一定期間連続して欠席している場合
- ⑥生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

※生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 対応順序

- ①県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ直ちに報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、「学校主体によるもの」か「県教委主体によるもの」かの判断を仰ぐ。
- ②生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 学校主体による調査

重大事態が発生した場合は、事態の早期解消を図るとともに、同種の事態の再発を防止するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

①調査のための組織の設置

校内いじめ対策委員会を母体として、事実関係を明確にする調査を実施する。

事態によっては県教育委員会の指導の下、専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保したうえで事実関係の調査を行う。第三者の派遣については「スペシャルサポート事業」を活用する。

②調査の実施 ※事実関係を、可能な限り網羅的に明確化する。

- ・いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどについて把握する。
- ・いじめを生んだ背景事情についても確認する。

(4) 学校主体による調査における注意事項

- ①県教委(地域担当生徒指導主事を含む)と連携を取り指示を仰ぐ。

- ②生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ③因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ④学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ⑤生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ⑥調査結果は県教委に報告する。(県教委から知事に報告する)
- ⑦調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

7 インターネットを通じて行われるいじめ問題

(1) 対策

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を行う。
- ②名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を行う。
- ③生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、援助・助言を依頼する。
- ④早期発見の観点から、県教育委員会学校安全課と連携し、学校教育ネットパトロールの情報を把握し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤生徒が悩みを抱えないよう、法務局やいじめ相談ダイヤルなど外部の相談機関も紹介する。
- ⑥パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、スマートフォンなど携帯電話のメールを利用したいじめ等については、発見が難しいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を求めていく。

8 情報等の取扱い

(1) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

(2) 個人情報データについて

生徒の個人情報データ(心理検査、県いじめ調査、心のアンケート等)の原本等の一次資料、事実確認の結果を記録した文書等の二次資料および調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

(3) 会議を開催した際の記録や保護者、生徒とのやり取りの記録、支援・指導した記録について

日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等を適切に管理する体制を整え、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットを作成し、パスワードをかけるなど文書管理のしくみを整える。

平成26年	4月	策定
令和2年	4月	一部改訂・追加
令和7年	4月	一部改訂・追加
令和8年	4月	一部改訂・追加